

危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定書

青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下これらを「甲」という。）、警視庁青梅警察署、同五日市警察署及び同福生警察署（以下これらを「乙」という。）、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会西多摩支部（以下「丙」という。）並びに公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩西支部（以下「丁」という。）は、危険薬物及び特殊詐欺の根絶に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 この協定は、危険薬物（別表に掲げる薬物及びこれらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められるものをいう。以下同じ。）及び特殊詐欺（詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（刑法第二百四十六条の二の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に調達した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、当該者に財物を交付させるなどのものをいう。以下同じ。）の根絶を図るため、甲、乙、丙及び丁が密接に連携及び協力し、危険薬物の販売等（製造、栽培、販売、授与、使用若しくは広告すること又は販売、授与、使用若しくは広告の目的で所持すること（ただし、法令若しくは条例の規定による場合、又は学術研究、試験検査、犯罪鑑識、疾病の治療、工業用の用途に供するなど正当な理由がある場合を除く。）をいう。以下同じ。）及び特殊詐欺を防止するために必要な事項を定めるものとする。

（甲及び乙の役割）

第二条 甲及び乙は、丙及び丁に対し、個人情報及び事業活動情報に配慮して、危険薬物及び特殊詐欺に関する必要な情報を提供するものとする。

（丙及び丁の役割）

第三条 丙及び丁は、危険薬物の販売等又は特殊詐欺に関する情報を入手したときは、甲及び乙に速やかに通報するよう努めるものとする。

2 丙及び丁は、協会員に対し、啓発活動を積極的に推進するとともに、危険薬物の販売等又は特殊詐欺に関する情報を入手したときは、甲及び乙に速やかに通報するよう働き掛けるものとする。

3 丙及び丁は、協会員に対し、協会員が貸借の媒介若しくは代理をした建物又は協会員自らが賃貸した建物が、業として危険薬物の販売等の用に供された場合又は当該建物が特殊詐欺の用に供された場合に、契約を解除し、又は契約解除に向けた措置をとる旨（特約）を盛り込んだ契約書や、危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供しない旨の確約書等の使用を働き掛けるものとする。

（相互連携）

第四条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて情報交換を行い、相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

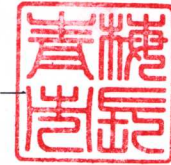
第五条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、四者が協議して決定する。

本協定の締結を証するため、協定書十三通を作成し、記名押印の上、各一通を保管するものとする。

平成28年2月3日

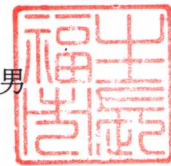
甲 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市長 浜 中 啓



東京都福生市本町5番地

福生市長 加 藤 育



東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

羽村市長 並 木



東京都あきる野市二宮350番地

あきる野市長 澤 井 敏



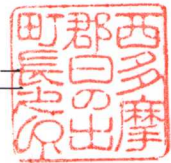
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町長 石 塚 幸右衛門



東京都西多摩郡日の出町平井2780番地

日の出町長 橋 本 聖



東京都西多摩郡檜原村467番地1

檜原村長 坂 本 義



東京都西多摩郡奥多摩町氷川215番地の6

奥多摩町長 河 村 文



乙 東京都青梅市野上町4丁目6番地の3

警視庁青梅警察署長 井 口 健 一 郎



東京都あきる野市五日市888番地7

警視庁五日市警察署長 市 原 昌 樹



東京都福生市加美平3丁目25番地

警視庁福生警察署長 高 口 雅 人



丙 東京都青梅市河辺町10丁目10番地の4

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会

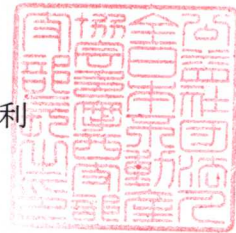
西多摩支部長 田 村 勅 一



丁 東京都青梅市河辺町10丁目5番地の4 北島ビル2階

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部

多摩西支部長 原 嶋 和 利



別表

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけし
- 五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物